

令和元年6月12日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03399

研究課題名(和文)紛争解決ユニットと判断の拘束力

研究課題名(英文)Unit of Dispute Resolution and Binding Effect of Adjudication

研究代表者

渡部 美由紀(WATANABE, MIYUKI)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40271853

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、民事訴訟、仲裁、家事審判等、中立的な第三者の判断により民事紛争を解決する手続において、各手続における審判対象と裁判の拘束力との関係をどう理解するかを検討した。公権的強制的紛争解決手段である民事訴訟における審判対象と既判力との関係(民事訴訟法114条)をめぐる議論を出発点とし、比較法的視点からこの規律を再検討する余地があること、また、他の紛争解決制度における「確定判決と同一の効力」の解釈に関するわが国における議論の展開を踏まえ、判断の拘束力の内容や範囲を確定判決の既判力と同一のものと捉えるのではなく、それぞれの制度に期待される紛争解決単位という視点から決定すべきであることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

仲裁判断の既判力をはじめとして、民事訴訟以外の民事紛争解決手続における中立的判断者の判断は、従来、確定判決の既判力との対比で論じられることが多かったところ、本研究は、各手続の内容は異なり、求められている紛争解決の内容も異なることから、確定判決の既判力と同一のものとして判断の拘束力を捉える必要はなく、手続に応じた判断の拘束力の在り方を検討すべきであるという視座を提供した。また、グローバル化がすすむ現在において、世界的な民事訴訟法の調和化の動きに照らして、既判力と訴訟物についての日本法の規律が非常に特殊であり、改めて検討する必要があることを示した。

研究成果の概要(英文)：In this research, the relationship between an object of civil procedure (including arbitration and domestic case relations procedure etc) and the binding effect of an adjudication of a neutral third party is examined. As the starting point with the argument over Art. 114 Code of Civil Procedure, which stipulates the scope of res judicata, I remarked that the Japanese rule of Res Judicata should be reexamined from the viewpoint of the global standard. In addition based on the development of the argument about the interpretation of "the same effect as a final and binding judgment" in other dispute solution systems, I mentioned that the content and the scope of the binding effect of adjudications are not same as Res Judicata of judgments, but that should be decided from the viewpoint of a prospective dispute solution unit to each system.

研究分野：民事手続法

キーワード：訴訟物 既判力 確定判決と同一の効力 仲裁判断の既判力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 民事紛争の解決の実効性を確保するためには、当事者が選択した紛争解決手続の結果について、蒸し返しを防ぐための一定の拘束力を付与することが不可欠である。民事訴訟手続の場合、この役割を担うのは既判力であり、その範囲は当事者が設定した訴訟物(訴訟上の請求)の範囲と一致するのが原則である(民事訴訟法 114 条 1 項)。しかし、このような規定に反して、周知のように、判決理由中の判断の拘束力をめぐっては、学説・判例ともに活発な議論がなされてきた。その代表的な見解は、当事者が主要な争点として争い、それについて裁判所が実質的に判断した場合には、信義則を根拠として、その点についての判決理由中の判断にも拘束力を認めるべきであるとするいわゆる争点効理論である。他方、判例は、争点効を明確に否定するが、その一方で、訴訟物が前訴と後訴とで異なる場合でも、実質的な蒸し返しと評価される後訴を、信義則を用いて遮断する方向性を示しており(最判昭和 51・9・30 民集 30 巻 8 号 799 頁等)、裁判所の判断の拘束力の範囲をめぐっては、いまだ議論が錯綜している。

(2) 判決理由中の判断等にも一定の拘束力を認めようとする議論は、訴訟物や既判力の範囲についての日本法の規律の特殊性に起因するものと思われる。すなわち、比較法的視点からすると、わが国の通説的見解および実務は訴訟物を実体法上の権利と捉えており、これについての判断のみに既判力が生じると考えるため、その範囲は、英米法はもちろん、母法であるドイツ法に比べても非常に狭い。もっとも、わが国では、先述のように、信義則等を用いて手続過程を評価し、後訴での主張を遮断する範囲を実質的に拡張してきたため、実際に後訴の主張が遮断される範囲は、他国と比較してもそう狭いものではなく、民事訴訟が担う紛争解決の幅には共通性があるといえる。これらを踏まえて、今後の確定判決の遮断効論のあり方を考える必要がある。

また、世界的に見ると、近時、民事訴訟法の統一化ないし調和化の動きがみられ、とくに EU においては、現在、民事訴訟法の調和化の必要性が強調されており、ELI(ヨーロッパ法律協会)を中心に、共通する民事訴訟法のモデルが検討されている。既判力の規律はその重要テーマの一つとなっている。

(3) 他の民事紛争解決手続に目を配ると、いわば私的な裁判官による仲裁判断には「確定判決と同一の効力」が生じ(仲裁法 45 条 1 項参照)、これには既判力が含まれると解されているが、その既判力が確定判決と同一の既判力を意味するか否かについては、当事者の援用を必要とする等、一般に、確定判決の既判力とは異なる取扱いが認められる。また、訴訟上の和解や請求の放棄・認諾についても「確定判決の同一の効力」(民事訴訟法 267 条)が生じるとされるが、これについて既判力が生じるかどうかについては争いがある。さらに、家事審判についても、これについて既判力が生じるかどうかについては争いがあるところであり、形成力等他の判決効を用いて後の主張を遮断する方法や、紛争解決手続に応じて、既判力の相対的把握をすべきである等の主張がある。したがって、これら民事紛争解決手続の結果である中立的第三者の判断等に既判力が生じるかどうかをめぐっては、いまだ見解の一致をみていない。その背景には、「既判力」の意味をどう捉えるかが論者によって異なっていることがあげられるように思われる。

2. 研究の目的

本研究は、民事手続における審理判断対象と裁判の拘束力との関係をめぐる基礎理論とこれに関する近時の議論の展開を比較法的視点から分析検討することにより、その解釈論に一定の視座を提供することを目的とする。EU 民訴法における審判対象の捉え方、母法であるドイツ法の展開、EU 法、アメリカ法の影響等を分析検討しながら、民事訴訟制度に期待される紛争解決単位という視点から、民事手続における審判対象と判断の拘束力との関係を明らかにし、従来の既判力をめぐる議論状況において一定の提言を行うことを試みる。

3. 研究の方法

(1) 国内の文献資料を調査・分析・検討する。筆者が研究テーマに関してこれまでに個人的に収集してきた資料に加え、適宜新しい資料を収集・整理し、その検討を行う。民事訴訟のみならず、仲裁や家事審判等、とくに既判力とはじめとする裁判所の判断の拘束力と訴訟物との関係について、日本において、どのように議論が展開されてきたかを確認し、当該手続に期待される紛争解決の単位という視点から、分析検討する。

(2) 母法であるドイツ法、EU 民訴法、アメリカ法等を比較対象として、資料の収集、整理および検討をおこなう。これについては、現地の研究者に協力を得て、情報の獲得と意見交換を行う。そのほか、ドイツ民事訴訟法学会、IAPL(世界訴訟法会議)等の国際学会に出席し、研究に関する情報を獲得する。資料の収集や整理には、適宜、研究補助者を活用する。

(3) 以上をもとに、論文の全体構想を練るとともに、国内の研究会等の場で報告等を行い、自研究者や実務家の意見を聴き、そのうえで、最終的に論文を執筆し、公表する。

4. 研究成果

本研究では、公権的強制的紛争解決手段である民事訴訟における審判対象と既判力との関係（民事訴訟法 114 条）をめぐる議論を出発点とし、比較法的視点からこの規律を再検討する余地があること、また、他の紛争解決制度における「確定判決と同一の効力」の解釈に関するわが国における議論の展開を踏まえ、判断の拘束力の内容や範囲を確定判決の既判力と同一のものと捉えるのではなく、それぞれの制度に期待される紛争解決単位という視点から決定すべきであることを示した。

(1) 平成 28 年度は、とくに、裁判所等の判断の拘束力について、国内でどのように理解されてきたかについて焦点を当てて研究を行った。具体的には、確定判決の既判力についての伝統的な理解を確認した上で、家事審判の既判力、および、仲裁判断の既判力について、各制度目的に照らして、確定判決の既判力と比較しながら、検討を加えた。

については、訴訟物との関係に着目しながら、国内法における確定判決の既判力論の展開を確認した（その成果の一部として、後掲図書）。その際、議論の展開過程で問題となったドイツ法、アメリカ法を参照した。

については、家事紛争および家事事件の特殊性に鑑みて、家事審判の目的に見合った家事審判の効力を検討した。既判力の有無を 考える上でとくに問題となるのは、家事審判の対象が、争訟性のあるものから争訟性のないものまで多様であり、国家の後見的役割が 多分に期待されているものもあること、民事訴訟と違い、権利法律関係の終局的確定を目的とするものではないこと、民事訴訟と手続構造も異なっており、二当事者対立構造を採るとは限らず、同様の手続保障がされていないということである。従来議論を踏まえ、争訟性の低い家事事件手続法別表第 1 事件と争訟性の高い別表第 2 事件に分け、結論として、とりわけ後者について、「既判力」という名称であっても、確定判決の既判力とは異なる「既判力」を想定することが可能であり、家事紛争の解決のために設定される家事審判には、より弾力的な既判力を付与することが可能であると考えた。

について、筆者は、2011 年に、日本民事訴訟法学会において、国際仲裁判断には、国家法の規律から離れて国際仲裁という事案の性質に見合った「既判力 (res judicata)」を想定すべきだとする 2009 年の ILA (国際法協会) による提案を支持する旨の学会報告をしたが、ドイツ等の諸外国においてもこの提案を支持する論稿が散見される。そこで、これらの議論をフォローアップし、近時の議論を分析検討した。

(2) 平成 29 年度は、前年度に引き続き、日本法、ドイツ法、アメリカ法を中心に既判力ないし判決効と審判対象の関係についての検討を行うとともに、前年度に分析検討した結果を踏まえて、仲裁判断における既判力及び家事審判の拘束力についての研究成果を公表した。敷衍すると、前者については、仲裁判断の既判力 (仲裁法 45 条 1 項) は、従来、国内民事訴訟法の既判力論を演繹する形で検討されてきたが、仲裁制度の特殊性を踏まえ、当事者の意思を反映させた仲裁判断に見合った既判力論を構築すべきであることを述べた (後掲図書 掲載の論文)。また、後者については、家事手続の結果出される家事審判の拘束力についても、前提となる手続や目的の違いから、確定判決の既判力とは異なる、家事手続に見合った拘束力のあり方を模索すべきであることを述べた (後掲図書 および 掲載の論文)。

(3) 最終年度である平成 30 年度は、前年度に引き続き、国内民事訴訟法における訴訟物と既判力・信義則論の展開をフォローアップするとともに (その成果の一部として、後掲雑誌論文 および) とくに、ELI (European Law Institute) が行っているヨーロッパ訴訟原則の策定作業に注目し、調査を行った。EU 各国においては、それぞれが独自の民事訴訟法を有しているが、EU 域内での手続の近接化ないし調和化によって個人の権利保護を実効化することが必要であることが認識され、EU 法の質を改善するために、2011 年 ELI が設立されている。これは、いわば手続のミニマムスタンダードを確立し、EU 各国民事訴訟法の改正や解釈に一定の指針を与えるモデル規則を起草することを目的とする。このような統一化ないし協調の動きは、欧州民事訴訟法モデル法起草委員会の作業 (1987 年) や、ALI (American Law Institute) / UNIDROIT の国際民事訴訟原則の策定作業 (2004 年) を基礎とする。本研究との関係においては、とりわけ同モデル規則において、審判対象と既判力について、規律や考え方が異なる各国の民事訴訟法を統一することが可能か、また統一するとしてどのように規律しようとするか、が注目される。これに関して、同委員会のメンバーであるコンスタンツ大学 (ドイツ) のシュタッドラー教授と面談し、同モデル起草の進捗状況および議論状況について情報提供を得た。既判力は、重要な論点として WG において議論されており、その成果は今年秋に公刊されるとのことであるが、現在これに関する原稿を執筆している。また、EU 民訴法およびドイツにおける訴訟物論の展開を踏まえ、近いうちにこれまでの研究成果を総括した論稿を執筆公表する予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2 件)

渡部美由紀、演習民事訴訟法、法学教室、457 号、2018、pp. 124-125 (査読なし)

渡部美由紀、演習民事訴訟法、法学教室、459 号、2018、pp. 128-129 (査読なし)

〔図書〕(計4件)

渡部美由紀 = 鶴田滋 = 岡庭幹司、日本評論社、NBS 民事訴訟法、2016、272

加藤哲夫ほか編、弘文堂、現代民事手続の法理、2017、801

山本克己ほか編、弘文堂、民事手続法の現代的課題と理論的解明、2017、904

山本和彦他編、日本加除出版、講座実務家事事件手続法(上)、2017、662

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

なし

(2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。